

6

技術・経営力発展保証「スター」

技術・経営力発展保証「スター」は、技術力、経営力が評価される中小企業・小規模事業者の皆さまの保証料率を軽減し、更なる事業の発展を支援する保証です。

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価(全体評価)が2(フラット)以上であること ②兵庫県が実施する「ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業」において、「オンリーワンを目指す企業」に認定されていること ③(公財)兵庫県勤労福祉協会(ひょうご仕事と生活センター)より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ④日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ⑤次の何れかの事業継続計画(以下「BCP」という。)を策定していること ア 中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。 ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。 イ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ウ 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP																																									
資金使途	運転資金および設備資金																																									
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																									
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																																									
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																									
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																																									
貸付利率	金融機関所定利率																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.70%</td><td>1.50%</td><td>1.30%</td><td>1.10%</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.61%</td><td>0.45%</td><td>0.31%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">0.92%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。										保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	貸借対照表なし	0.92%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%																																
	貸借対照表なし	0.92%																																								
保証割合	責任共有制度対象																																									
必要書類	対象となる方①: 技術・経営力評価報告書(写し) ※評価報告書の発行日から1年以内のもの 対象となる方②: ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業(オンリーワンを目指す企業)の認定書(審査結果通知書)(写し) ※令和4年度中に発行されたもの 対象となる方③: ひょうご仕事と生活の調和推進企業の認定証(写し) ※認定証の発行日から3年以内のもの 対象となる方④: 健康経営優良法人の認定証(写し) ※令和4年度中もしくは令和5年度中に発行されたもの 対象となる方⑤: ・事業継続計画書(写し) ・自己診断チェックリスト(兵庫県中小企業団体中央会推薦BCP及びレジリエンス認証BCPの場合は不要) ・推薦書(兵庫県中小企業団体中央会推薦BCPの場合) ・レジリエンス認証・登録証(写し)(レジリエンス認証BCPの場合)																																									
その他注意事項	①兵庫県融資制度の利用が可能です(別に保証料率割引を適用する融資制度を除く)。 ②既存の「スター」のみ借換が可能です。																																									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。